

独立行政法人
国立循環器病研究センター
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月20日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、国立循環器病センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

循環器病は三大死因のうち二つを占めるに至っており、その克服のための研究・開発と臨床応用は、国民の生命予後の飛躍的な改善に資するものであり、センターにおいても、循環器病医療の提供に必要な人材をはじめとするさまざまな資源が集積されており、近隣地域のみならず国内外の患者の生命を救ってきた。

こうした中、センターは、日本人のエビデンスの収集や循環器病における死に直結する疾病の治療法の開発、こうした疾病をもたらす生活習慣病等に伴う心血管病変等の予防並びに胎児期・小児期における循環器病の診断及び治療など、循環器病学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を高度かつ先駆的な医療の提供及び優れた人材の育成に活かすことにより、循環器病の克服に貢献していくことが求められている。

平成23年度においては、理事長のリーダーシップの下、職員の質の確保と組織の活性化、業務効率化の推進、研究開発推進基盤整備、重症・超急性期医療体制の強化などの積極的な取組みが行われたが、運営費交付金の大幅な削減があり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発において、日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するために23年度から開始された「早期・探索的臨床試験拠点整備事業」において全国5施設のうちの1つに選定され、唯一医療機器の開発を担うこととなった。このことを受けて脳動脈瘤治療用カバードステントや小型補助人工心臓などの開発を加速させるとともに、臨床応用に向けた円滑な体制を整備するため医療クラスター棟を開設し、大学や企業との連携強

化を進めた結果、企業との共同研究の件数が22年度と比較してほぼ倍増する結果となったことは評価するが、発表論文数が前年度に比べ大きく減少したことは懸念される。

医療の提供について、23年度から植込み型補助人工心臓が保険収載され、重症心不全患者のQOL向上を目指して補助人工心臓装着術16例のうち9例について植込み型を使用し、そのうち4例は自宅での療養を開始している。体外型補助循環装置を装着して多くの制限を余儀なくされる生活から劇的なQOL向上を果たしていることは評価する。

また、体外型の装着例においても、心機能の回復により補助人工心臓から離脱して退院にいたっており、大きくQOLが向上している。

世界最小の補助人工心臓の開発に成功し、2年後に臨床試験を目指す体制が整う一方、ドイツで開発された小児用補助人工心臓（Berlin Heart ExCor）の治験準備を整えている。

植込み型補助人工心臓は、重症心不全患者に大きなメリットをもたらすものであり、センターはこの技術の均てん化・標準化を目指して、アジアで唯一の植込み術のトレーニングが可能な環境を整え、大学病院を含む医療チームへのトレーニングを既に9回実施している。

こうしたことを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

23年度から開始された「早期・探索的臨床試験拠点整備事業」において全国5施設のうちの1つに選定され、唯一医療機器の開発を担うこととなった。このことを受けて脳動脈瘤治療用カバードステントや小型補助人工心臓などの開発を加速させるとともに、臨床応用に向けた円滑な体制を整備するため医療クラスター棟を開設し、大学や企業との連携強化を進めた結果、企業との共同研究の件数が22年度と比較してほぼ倍増する結果となったことは大いに評価する。

また、臨床を志向した研究・開発の推進を図るため、成果の普及・啓発活動としてシンポジウムやフォーラムに積極的に参加するとともに、センターのノウハウとして蓄積していた塩分の少ない食事(1食2g以下)が作れる調理技術を「減塩レシピ」として打ち出し、減塩弁当やデジタルレシピとしてライセンス化を行ったことは評価するが、発表論文数が前年度に比べ60本減少し、引用回数も大きく減少しているため、今後の研究体制強化が望まれる。

さらに、知的財産の評価指標の策定に向けて研究開発基盤センター知的資産部と

管理部門研究医療課産学連携係とが外部の専門家も交えて取り組んでいるところであり、23年度には評価項目と評価の手法を選定し、グローバルスタンダード化も見据えて、医療機器開発の世界的クラスターである米国ミネソタの産学連携・知的財産の専門家の知見も取り入れ、本指標のブラッシュアップを図ったことは、評価する。

こうした研究所と病院、さらには産官学と連携強化の取り組みの結果、特許出願審査件数が41件、企業との共同研究も99件と着実に実施しているほか、病院と研究所共同での研究件数が対21年度31.4%増と目標割合を達成しており、更なる充実を期待する。

② 病院における研究・開発の推進

研究開発基盤センターにおいては、CRC室の設置による被験者の安全性を確保した研究実施体制の構築や、臨床研究企画室による治験・臨床研究に係る相談窓口の一本化、複数の支援課題に係る人材等のマネジメント、データマネジメント等の支援体制を整備し、集約的に研究者を支援する体制を構築した。

また、研究の倫理性確保のため研究倫理研究室を設置し、臨床研究等に従事する職員に対し利益相反や倫理についての研修会を行うなど、倫理教育にも注力しており、こうした取り組みにより、医療機器治験の契約金額は対21年度48百万円増(90.2%増)と大きく増加したほか、治験件数及び収納金額が各々12.5%、85.9%と増加し、治験依頼から契約締結までの期間は平均37.5日と目標の50日以内を達成したことは、評価する。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

センターの目指す、骨髄由来樹状細胞が心筋梗塞後左室リモデリングに対して保護的な効果を有することの解明、高血圧素因遺伝子の同定、心筋梗塞・慢性心不全を有するブタ実験動物の開発に成功、放射光微小血管造影法の開発、肺高血圧症の成因に関する研究、吹田コホートの推進など、特徴のある研究を行っていることは大いに評価する。

(循環器病の本態解明)

子どもの心臓拍動を調節する新しいタンパク質を発見し、将来、小児循環器疾患の診断・治療に役立つことが期待される。また、この遺伝子は心筋の収縮や弛緩に関係するため、心肥大・心不全の診断・治療への効果も期待される。

妊産婦の静脈血栓症の遺伝子研究から、遺伝性の血栓性素因を持つ妊婦は妊娠初期および中期に静脈血栓症が見られやすいことを明らかにし、特に、Protein S遺伝子変異は、血栓性素因の80%を占め、妊産婦の静脈血栓症の重要な遺伝子変異である

ことが明らかとなったことは評価する。

(循環器病の実態把握)

脳血管部門内科急性期脳卒中患者データベースを整備し、年間1,000例弱の症例データベースをコンスタントに登録した。同じく脳血管部門内科rt-PA静注療法（血栓溶解療法）脳梗塞患者データベースを整備し、通算300例強の症例データベースに登録した。この情報に基づいた単一施設研究、および多施設登録データベースと連結した臨床研究を行っている。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

高度先駆的な診断・治療法の開発の基盤となる、循環器病の発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進し、これまで蓄積してきた先天性心疾患（心奇形）の剖検例のデータベース化を続行した。生体試料と臨床情報を蓄積して研究に利用するために設立されたバイオバンクが来年度に本格的にスタートするため、その準備を行った。

(医薬品及び医療機器の開発)

迷走神経を電気刺激する植込み治療装置の開発と、同様の薬理作用をもつ薬剤の開発を並行して進め、また、23年度から、「早期・探索的臨床試験拠点整備事業」として、新規補助循環システムおよび脳動脈瘤治療目的のカバードステントの臨床開発を進めたことは高く評価する。

(均てん化に着目した研究)

多施設共同研究 Q-TASK 研究により集積した、急性心筋梗塞 4,000 例、脳卒中 12,000 例、クモ膜下出血 600 例の登録データにより、急性心筋梗塞における重症度を考慮した、診療の質を評価するためのインディケータの解析を推進した。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

新たに先進医療として「経胎盤的抗不整脈薬投与方法 胎児頻脈性不整脈」の治療が承認され、従来から承認されている先進医療と併せ、6つの先進医療を実施していることは評価する。

心臓血管内科・心臓血管外科によるチームを作り、「弁膜症クリニック」を開設することにより専門的治療の提供体制を整備した。症状に応じて経皮的（非開胸）弁植込み術や、低侵襲のロボット手術、昨年度に整備したアジア初の本格的ハイブリッド手術等最先端の治療を実施した。

国内で類を見ない機能を有したドクター・カーを新たに導入し、「動く診察室」として超急性期患者への速やかな治療開始を図るとともに、モバイルテレメディシْنَを活用して心電図が動画情報をリアルタイムでCCUに伝送し、緊急検査・入院に備える体制を整えた。また、補助循環装置を装着した重症患者の搬送も可能となり、センターで高度専門的な治療が行えるようになった。

大動脈疾患に対しては、他院では不可能とされた患者群に対する従来の人工血管置換術に加え、ステントグラフト留置術を積極的に施行（23年度109件）し、これまで手術適応が無いとされてきた患者群に対する治療を提供している。

内視鏡手術支援ロボット（ダヴィンチSサージカルシステム）の心臓手術への使用について、医療保険の適用を目指した治験を開始し、23年度は「重度僧帽弁閉鎖不全症」の手術を7例実施した。

これらの先進的な医療の提供、その取り組みは評価する。

② 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

平成24年1月、総合入院センターを設置し、入院時の必要な基本情報の聞き取り、心電図検査などをこの部署で集約して行うことで各病棟の入院受け入れ業務の改善につながり、入院後の患者の負担も減った。

平成23年6月、病床運用統括室を設置し、適正に患者が入院できるよう、診療科ごとの病棟という囲いをなくし、必要な入院患者を適正に入院させ、空きベッドがないように努めた。

平成24年1月の電子カルテ移行に伴い、これまで各部門別の受付窓口にて検査の予約を受付していたものを、外来診察室にて医師が一括して予約を取得することとし、診察予約も従来は医師の診察終了後、中央受付の予約窓口にて受付していたものを、検査と同様、外来診察時に予約取得する方法に改めた。これにより外来診察終了後の患者の動線と待ち時間が短縮したことは評価する。

患者・家族に対しては、循環器疾患への理解を深めるため、多職種による患者講義を年間140回実施しており、ボランティアによる患者支援を推進し、ボランティアとの交流による医療サービス改善につなげるため、医療サービス委員会の下部組織にボランティア部会を位置づけ、ボランティア数は前年度に比べ143%増加した。

診療科横断的に多職種によるチーム回診（重症、ICT、NST、褥瘡）を計461回実施し、患者の病状を多角的に把握・評価することに努めており、院内褥瘡発生率が低減する成果に繋がった。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

23年度には、9例の心臓移植を実施。うち1例は小児の補助人工心臓装着例で、全国で2例目の小児ドナーからの提供であった。また、60歳以上のレシピエント2

例（ともに体外設置型補助人工心臓長期補助例）の移植を実施、60歳以上の方のドナー心使用（2例）など難易度が高いとされる移植術を行ったことは高く評価する。

さらに、組織バンクを運営し、心臓弁・血管ホモグラフトによる組織移植の実施やその定着を図るために他の組織バンクと協力して西日本組織移植ネットワークを設立し活動を行うなど、循環器病研究センターとしての特色を生かした医療の提供を行っており、評価する。

（3）人材育成に関する事項

レジデント・専門修練医の志向に柔軟に対応しながら、循環器病領域の高度な専門性を獲得させるため、指導力豊かな若手臨床部長を教育・研修担当部長に抜擢し、体制を整備するとともに、従前のプログラムの内容を関連する診療部門と協働して大幅に見直し検証を加え、23年度は45件で、21年度比1.6倍を達成したことは高く評価する。

また、レジデント等のインセンティブ向上のため、新たにレジデントアワードを創設し、双方向評価の施行、専門施設との交換研修の実施を行ったことは評価する。

さらに、循環器病専門看護領域における看護師のスキルアップを図るため、センター専門看護師（CVEN）の育成に努めており、平成23年度に新たに5名を認定した。

（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

スマートフォンを用いた救急搬送情報伝達システムの開発や、豊能医療圏域糖尿病クリティカルパス検討会議の運営、北摂における脳卒中連携パスの中心施設となって基幹病院から診療所・介護施設に至るまでを組織化してネットワークを構築し、高度先駆的医療及び標準的医療の普及を図り、また、広報誌・ニュースレター（報道機関・雑誌社向け）やウェブサイトのリニューアルにより、ホームページのPV（ページビュー）数は235,000から336,000に上昇、超急性期医療やペプチド・タンパク質研究などセンターの医療・研究への取り組みがメディアで取り上げられる回数が増加するなど、情報の発信力を飛躍的に高めることができたことは、評価する。

（5）国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

t-PAや脳卒中救急医療、低体温療法に関するものなど専門性の高い提言を行う一方、食塩制限や東日本大震災被災地での循環器病対策への提言など、国民ひとりひとりが理解しやすい提言を実施した。特に食塩の制限（減塩）については、国民的な課題と位置づけセンターのミッションとして取り組みを始めた。

国内外の循環器疾患の治療に関するガイドライン策定に参画するとともに、学会・研究機関等への提言、ジョイントシンポジウムの開催等も行っており、海外での学会等に招聘された医師・研究者は187人を数え、海外研究機関との研究協力体制の構築・

推進等に努め、活発な国際交流が実現していることは評価する。

また、公衆衛生上の重大な危害への対応として、東日本大震災に関して現地調査チームの派遣や現地での市民公開講座の実施、被災で職を失った医療従事者の就職支援等を行った。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

入院患者へのサービス向上と手続きの効率化のため、総合入院センターを設置して患者情報の共有から電子化までの流れを一元化し、患者にはワンストップで手続きを終えていただくとともに業務の効率化を実現した。

病床運用の面からは病床運用統括室を設けて、高度に特化し病床の共用が困難であった診療科の垣根を超えた効率的運用を行うなど、組織・人事・業務効率改善等多角的に成果を上げることに成功していることは評価する。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

地域連携の強化による平均在院日数の短縮、新入院患者の増加、病棟構成の改編、手術件数増化への取組などにより、診療事業については黒字で運営することができたが、運営費交付金の削減や新規事業への投資が重なり、センター全体としては赤字を計上することとなった。具体的には、平成23年度の損益計算において経常収支率97.7%（経常損失5.9億円）と年度計画に比して各々△2.4ポイント、△617百万円目標を達成されていないことから、今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札の実施等により材料費率を21年度に比べ16.4%削減するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。

一般管理費の節減については、10.8%減と年度計画を上回っていることを評価する。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

センター運営の重要事項を審議する理事会を設置するとともに、内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、監査室を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について内部監査を実施するなど、内部統制のための組織構築を図ったことを評価する。

医師等の医療従事者の時間外労働については、医療提供業務の特殊性に配慮しながら、引き続き適切に把握するよう努められたい。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、契約審

査委員会を設置し、事前に審議を経るなど契約業務の適正な遂行を図るとともに、調達情報をホームページ上で公表している。また、契約の点検、見直しの観点からは、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を設置し議事概要についてホームページ上で公表していることは評価する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

受託研究、共同研究、寄附受入の取扱規程を整備するとともに、民間企業等より新たに共同研究及び寄附による外部資金の受入を獲得した。(154件、1.2億円)。

また、海外企業からの積極的資金受入も試み、受け入れたことを評価する。

なお、センターは収支相償を目指し効率的経営に取り組んでいるものの、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールを大幅に超えた運営費交付金の削減が行われ、今後もこのような状況が続くと、センターの事業活動に支障が生じる恐れがあることから、センター運営における主要な財源である運営費交付金については、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに沿った予算措置がされるよう、配慮が必要と考える。

(9) その他業務運営に関する事項

個々の職員の業務実績を、適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、23年度においては全ての職員に対して適用し、また、室長(研究者)・医長(医師)以上の職員については、業績の反映をより徹底させるため、年俸制を採用している。

女性の働きやすい職場環境を目指して、看護業務については全病棟を2交代制とし、危険を伴う夜間の通勤回避や連続した休暇取得の促進を行っていることや、看護師、女性医師確保のため、これまで運営していなかった保育所の運営を開始し、一時預かりや週1回の24時間保育などニーズを探りながら改善を試みたことは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

当期純損失6.6億円を計上した要因として、人件費の増加は、医師・看護師の増員や派遣職員のモチベーション向上、派遣法の厳密な遵守、コスト削減、雇用の安定等のために、派遣職員を非常勤職員として雇用した為であり、設備関係費の増加は、今後のセンター運営のための投資としてバイオバンクと医療クラスター棟の設備を充実させた為である。

② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはなく、自らの病院事業、

研究事業に有効活用している。

知的財産権については、職務発明等規程を整備し、出願及び活用等の管理について適切に定めている。

(実物資産)

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（24年4月1日時点）の宿舎は11棟であり、平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

(金融資産)

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職100.8、医師106.7、看護師108.0、事務・技術職101.2となっており、その原因としては地域手当の水準が12%（医師は15%）であること等が主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えます。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職後不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は66百万円であった。他方、増額は7.6億円であった。結果として平成21年度と比して6.9億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、循環器病に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど

事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

23年度に調達する診療材料については、平成23年4月から平成24年6月長期契約を締結し、24年度の診療報酬改定に対応するとともに、その後の市場の状況を踏まえ、価格交渉の上変更契約を実施し、更なる医薬品費の抑制と契約事務の効率化を図った。旅費について、内申及び復命を徹底し効率的な執行を図った。特殊性の低い建物整備について、設計仕様を緩和し民間仕様を採用するなどにより建築コストの節減を図った。こうした継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約の点検及び見直しについては、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約、落札率が100%となった契約について、契約の適正性・妥当性・競争性確保の観点から監視を行っており、引き続き、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に期待する。

(公益法人等への会費等への支出について)

平成23年度においては、4件の該当があり、次年度以降においては、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政行革実行本部決定)の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、企画戦略室長による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要か

つ適切な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から継続して実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。